

第6章 女性の人権・健康

● 第1節 女性の人権についての意識 ●

1 暴力をなくすための対策

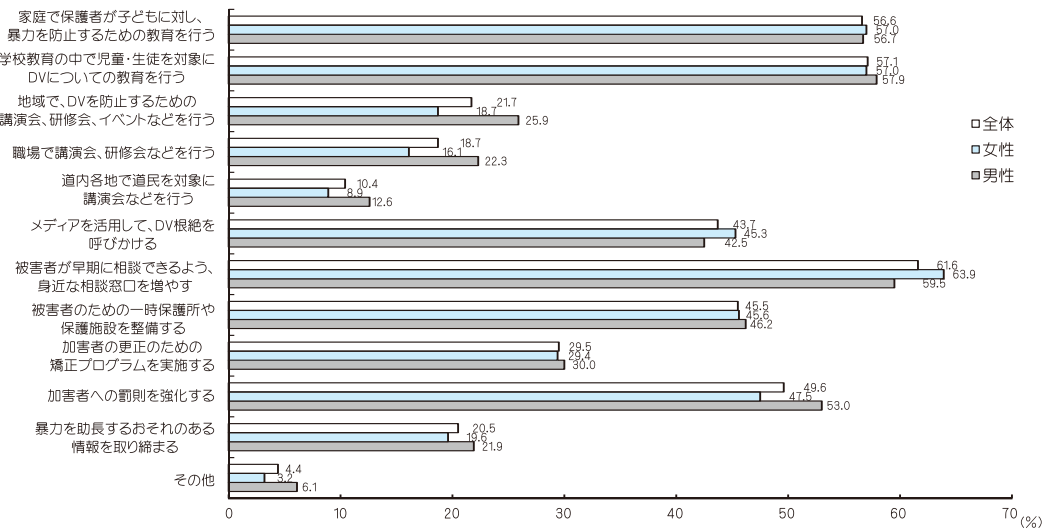
平成23年度に道が行った「DV（配偶者からの暴力）に関する意識調査」によると、DVを防止するために必要なことについて、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が61.6%で最も高く、次いで、「学校教育の中で児童・生徒を対象にDVについての教育を行う」57.1%、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」56.6%、「加害者への罰則を強化する」49.6%などとなっています。

男女別にみても、全体と同じような傾向を示しています。（図表6-1-1）

また、メディアにおける性・暴力表現の問題点について、平成21年度の「男女共同参画社会に関する世論調査」をみると、「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れている」が63.0%と最も高く、次いで、「社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている」が59.4%、「児童に対する性犯罪を助長する」が51.1%と高くなっています。

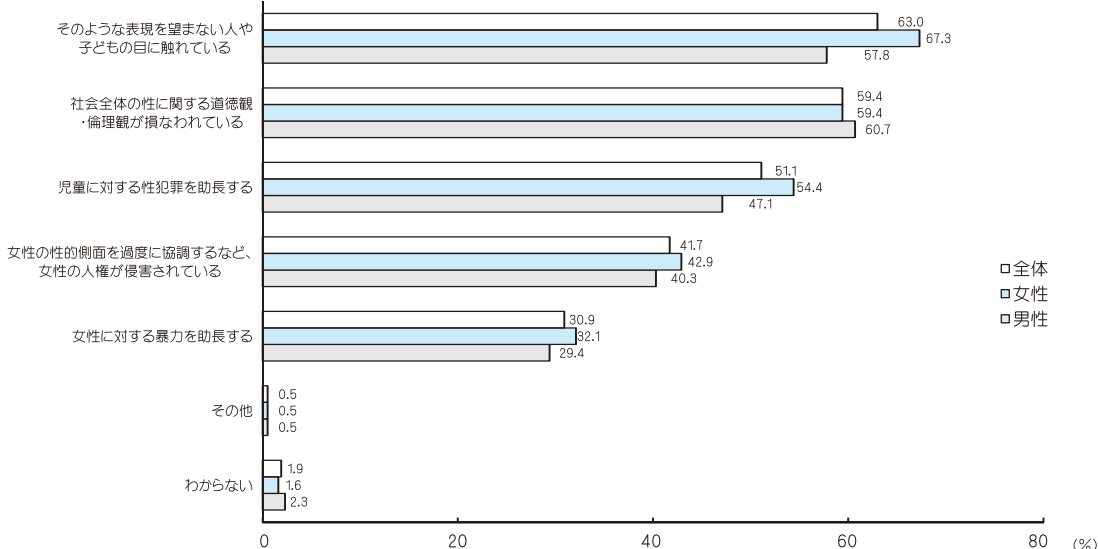
（図表6-1-2）

図表6-1-1 DVを防止するために必要なこと(北海道)



資料出所:道環境生活部「DV(配偶者からの暴力)に関する意識調査」(平成23年度)

図表6-1-2 メディアにおける性・暴力表現の問題点(全国)



資料出所:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成21年度)

● 第2節 女性への暴力と性被害 ●

1 配偶者からの暴力

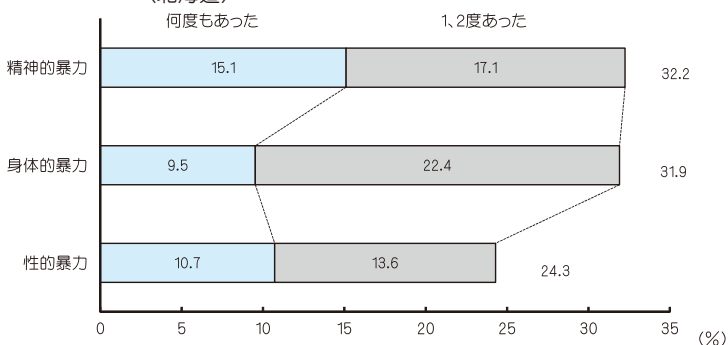
平成23年度に道が行った「DV（配偶者からの暴力）に関する意識調査」から、女性が受けた夫やパートナーからの暴力被害体験についてみると、「精神的暴力」を受けたことのあるが32.2%、「身体的暴力」を受けたことのあるが31.9%、「性的暴力」を受けたことのあるが24.3%となっています。

(図表6-2-1)

夫やパートナーから受けた暴力の内容をみると、「何度もあった」と「1、2度あった」を合わせた被害体験では、「大声でどなる」が65.7%と最も多く、次いで、「平手で打つ」45.7%、「何を言っても長時間無視続ける」42.8%などとなっています。

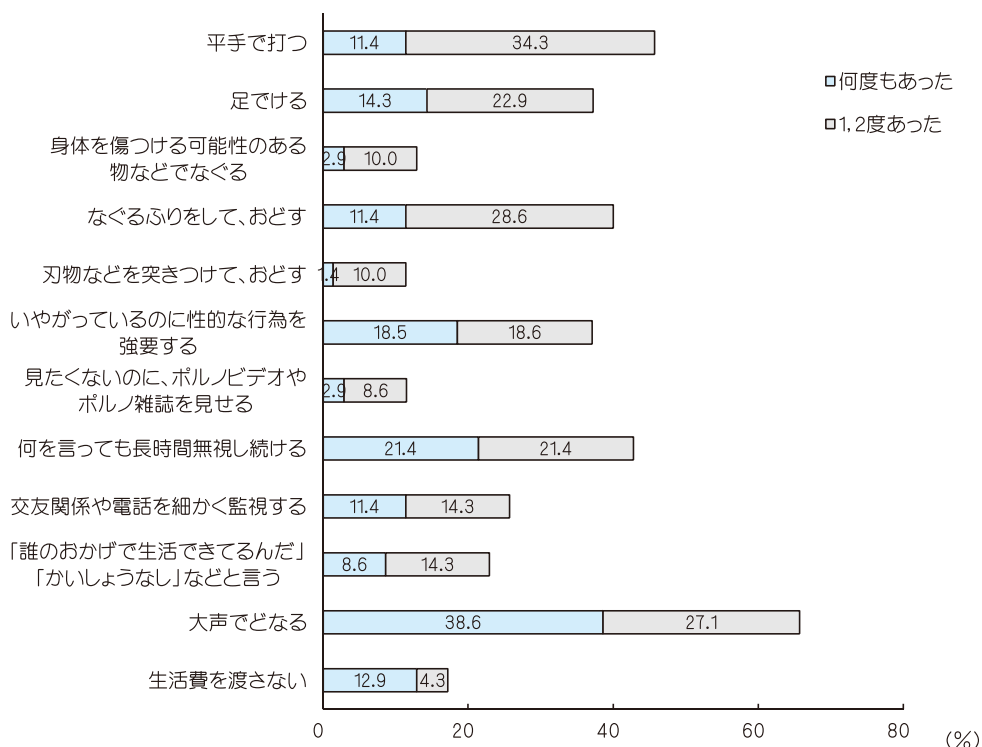
(図表6-2-2)

図表6-2-1 夫やパートナーからの暴力被害体験の有無(北海道)



資料出所:道環境生活部「DV(配偶者からの暴力)に関する意識調査」(平成23年度)

図表6-2-2 夫やパートナーからの暴力被害体験の内容(北海道)



注)複数回答

資料出所:道環境生活部「DV(配偶者からの暴力)に関する意識調査」(平成23年度)

2 配偶者からの暴力被害者への支援

人権の擁護と男女平等の実現を図るために、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等について規定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が平成14年4月に施行されました。

この法律に基づき、道立女性相談援助センターでは、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を担い、配偶者からの暴力に関する相談及び被害者の保護のための業務を行っています。また、北海道環境生活部と14振興局、札幌市及び旭川市においても配偶者暴力相談支援センターの機能の一部を担い、被害者支援の体制の充実に努めています。

平成22年度の配偶者暴力被害者相談機関への相談件数は6,499件で、このうち女性相談援助センターへの相談件数は4,901件で全体の75.4%を占めています。

(図表6-2-3)

道立女性相談援助センターにおける平成22年度の一時保護人員は148人(同伴児を除く)で、このうち、「配偶者からの暴力」の被害者は102人で、全体の69%を占めています。

このような道立女性相談援助センター等における相談や一時保護等のほか、民間シェルターによる支援活動も道内各地で行われています。

平成22年度に道内の民間シェルターに対し、道が配偶者からの暴力被害者の一時保護を委託した被害者は194人(同伴児を除く)となっています。(図表6-2-4)

図表6-2-3 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数(北海道)

区 分	配偶者暴力相談支援センター			
	女性相談援助センター	その他の機関	計	
相談件数	4,901	1,598	6,499	
内 訳	配偶者・恋人からの暴力の相談	1,578	1,598	3,176
	うち配偶者からの暴力の相談	1,527	1,598	3,125
	その他	3,323	—	3,323

注)その他の機関、道環境生活部、14振興局、札幌市及び旭川市である。
資料出所:道環境生活部(平成22年度)

図表6-2-4 一時保護の状況(北海道)

【女性相談援助センター】

区 分	保護人員(人)	保護延べ日数(日)	1人あたりの平均保護日数(日)
本 人	148	2,162	14.6
うち配偶者・恋人からの暴力被害者	104	—	—
うち配偶者からの暴力被害者	102	—	—
同 伴 児	108	1,481	13.7
計	256	3,643	14.2

【民間シェルター】

区 分	保護人員(人)	保護延べ日数(日)	1人あたりの平均保護日数(日)
本 人	194	3,075	15.9
うち配偶者からの暴力被害者	194	—	—
同 伴 児	213	3,858	18.1
計	407	6,933	17.0

資料出所:道環境生活部(平成22年度)

3 若年層に対する予防啓発

配偶者からの暴力の防止は、学校・家庭・地域などあらゆる場で人権尊重の意識を高めることが重要です。とりわけ、若年層に対し配偶者や交際相手からの暴力の問題について考える機会を提供することは有用であることから、道では関係機関と連携して、若年層を対象とした啓発活動を行っています。

平成23年度に道が行った「DV（配偶者からの暴力）に関する意識調査」によると、デートDVの認知度は、「言葉としてもその内容も知っている」が32.6%、「言葉としてもその内容も知らない」が47.1%であり、低いことが伺えます。（図表6-2-5）

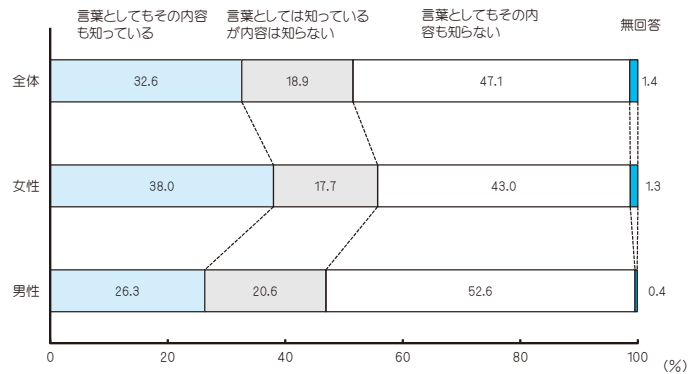
次に10代～20代時に交際相手からの暴力被害体験については、「大声でどなる」、「何を言っても長時間無視し続ける」、「平手で打つ」の割合が高くなっています。

（図表6-2-6）

また、上記の暴力を受けたときの対応としては、「相手と別れた」が48.1%と最も高くなっており、特に女性は59.4%と過半数を超えています。（図表6-2-7）

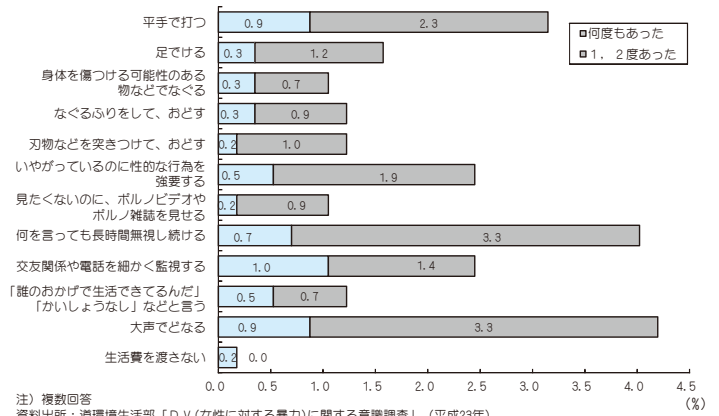
交際相手と別れなかった理由としては、「相手の反応がこわかったから」、「相手に自分が必要だと思ったから」、「これ以上繰り返さないとと思ったから」、「相手が別れることに同意しなかった」の割合が高くなっています。（図表6-2-8）

図表6-2-5 デートDVの認知度(北海道)



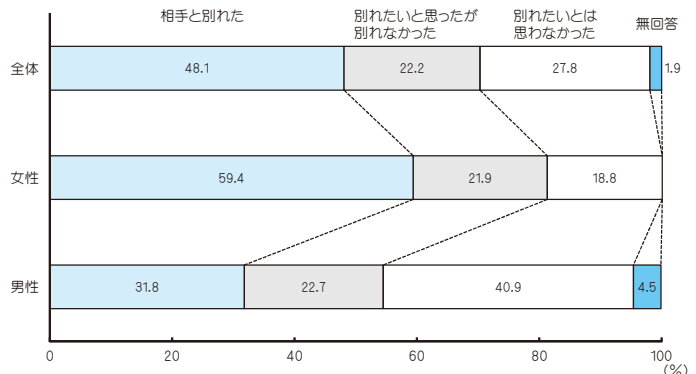
資料出所:道環境生活部「DV(配偶者からの暴力)に関する意識調査(平成23年度)」

図表6-2-6 10～20代時における交際相手からの暴力被害体験の内容(北海道)



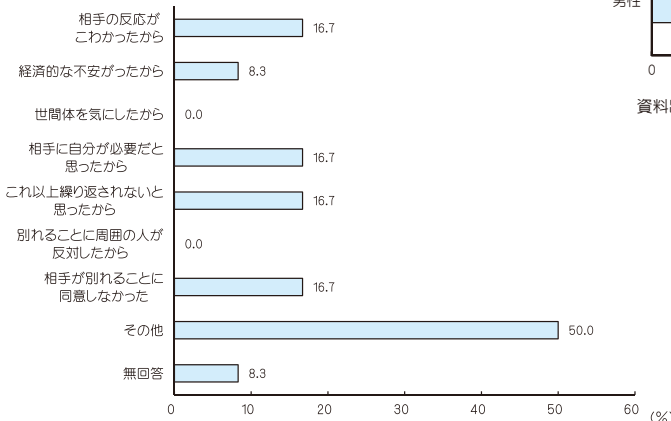
注) 複数回答
資料出所:道環境生活部「DV(女性に対する暴力)に関する意識調査」(平成23年)

図表6-2-7 交際相手の暴力への対応(北海道)



資料出所:道環境生活部「DV(配偶者からの暴力)に関する意識調査(平成23年度)」

図表6-2-8 交際相手と別れなかった理由(北海道)



注) 複数回答
資料出所:道環境生活部「DV(配偶者からの暴力)に関する意識調査(平成23年度)」

4 性犯罪被害者への支援

平成22年の本道における「強姦」についての警察の認知件数は42件、「強制わいせつ」については221件となっており、平成18年（「強姦」77件、「強制わいせつ」370件）と比べると、いずれも減少しています。

（図表6-2-9）

また、被害者は犯罪による直接的な被害だけではなく、事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担など様々な問題（二次的被害）に苦しめられます。

性犯罪は女性の人権と尊厳を傷つけ、精神的にも極めて重い被害を与える卑劣な犯罪であり、その精神的ショック、羞恥心等から被害申告をためらうことが多いとも言われています。

このため、道警察本部では、被害者の精神的負担の軽減、性犯罪被害者の潜在化の防止を図るため、

- ・女性警察官（性犯罪指定捜査員）による事情聴取
- ・道警察本部、函館、旭川、釧路、北見の各方面本部にフリーダイヤル「性犯罪被害110番」の開設

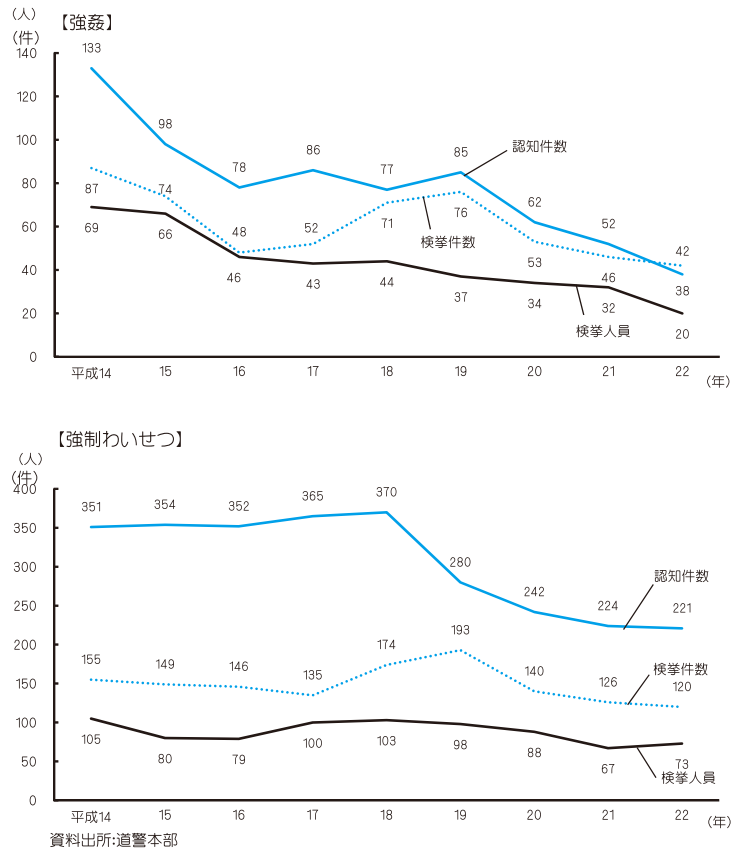
のほか、経済的負担の軽減を図るため、

- ・性犯罪被害者に係る医療経費等（初診料、処置料、緊急避妊料及び診断書料）の公費負担制度の運用

など、被害者支援に積極的に取り組んでいます。

このほか、精神的被害の回復を行う民間団体として、札幌市に「北海道被害者相談室」、苫小牧市に「苫小牧地区被害者相談室」、函館市に「函館被害者相談室」、旭川市に「北・ほっかいどう被害者相談室」、釧路市に「釧路被害者相談室」、北見市に「オホーツク被害者相談室」が、それぞれ開設されており、いずれも専門カウンセラーが随時電話、面接によるカウンセリングを行っています。

図表6-2-9 強姦及び強制わいせつの認知件数、検挙件数、検挙人員の推移(北海道)



5 セクシュアル・ハラスメント

女性の社会進出が進む中で、セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）など男女の意識や認識の差などによるとみられる様々な問題が生じてきています。

道内の事業所でセクシュアル・ハラスメント防止対策を実施している割合は、徐々に上昇していますが、約4割にとどまっています。

（図表6-2-10）

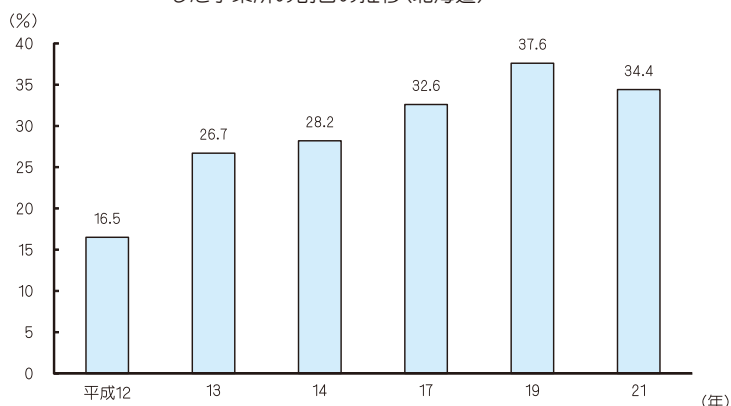
道内事業所におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の内容は、「文書で禁止明文化」が63.9%と最も多く、次いで、「苦情・相談窓口設置」41.1%、「研修等で啓発」22.4%などとなっています。（図表6-2-11）

セクシュアル・ハラスメントは、女性の尊厳や心身を傷つけ女性の能力の有効な発揮を妨げるだけでなく、企業にとっても職場秩序や業務の円滑な遂行を阻害し、効率的な運営に重大な支障をもたらすものです。

男女雇用機会均等法が平成11年4月に改正施行され、これにより事業主は、セクハラ防止に向け、職場における性的な言動に対して、雇用管理における配慮を行うことが義務づけられました。

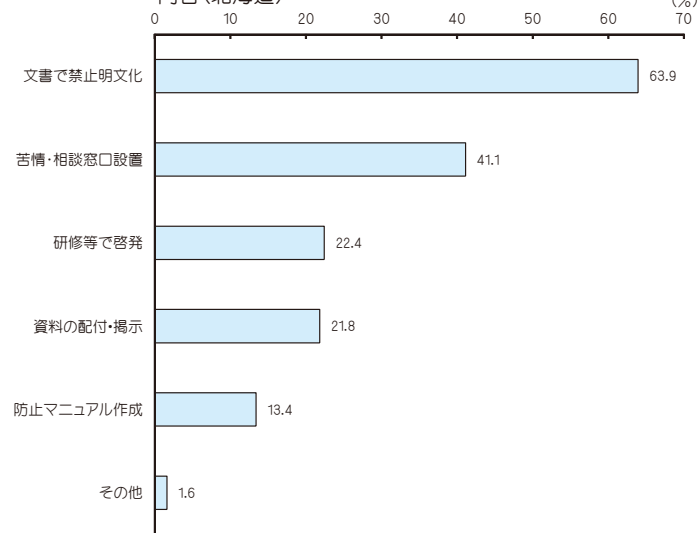
企業がこの問題に対する認識を一層深め、女性を企業を支える貴重な人材として位置付け、女性の能力が十分発揮できるような環境づくりに積極的な姿勢で取り組むことが求められています。

図表6-2-10 セクシュアル・ハラスメント防止対策を実施した事業所の割合の推移(北海道)



注) 従業員規模が5人以上の事業所
資料出所: 道経済部「労働福祉実態調査」

図表6-2-11 セクシュアル・ハラスメント防止対策の実施内容(北海道)



注1) 従業員規模が5人以上の事業所
注2) 複数回答
資料出所: 道経済部「労働福祉実態調査」(平成21年度)

● 第3節 生涯を通じた女性の健康 ●

1 女性の健康

近年の社会生活環境の複雑化に伴い、多くの人が日頃ストレスを感じています。

平成19年の「国民生活基礎調査」から、日常生活での悩みやストレスのある割合についてみると、全体では48.2%、男性は43.8%、女性は52.2%となっており、男性に比べ8.4ポイント高くなっています。

(図表6-3-1)

健診や人間ドックの受診率をみると、女性が56.2%、男性が67.2%と男性の割合が高くなっています。

有訴者率(*1)をみると、女性は343.1(全国355.1)、男性は279.6(全国286.8)となっており、また通院者率(*2)についてみると、女性が412.5(全国390.4)、男性が365.6(全国348.1)といずれも女性の割合が高くなっています。(資料33(P100))

平成22年の「人口動態統計」から、本道の女性の死亡原因についてみると、「悪性新生物」が28.2%と最も多く、次いで、「心疾患」18.4%、「脳血管疾患」10.4%などの順になっています。(図表6-3-2)

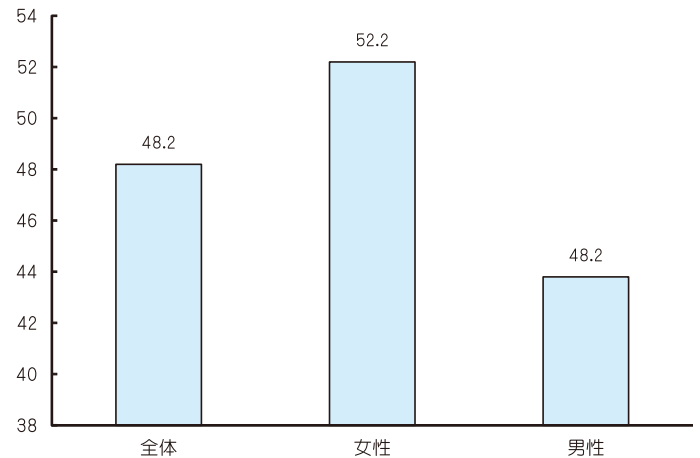
年代別にみると、30歳代から70歳代までは「悪性新生物」が最も多く、20歳代から30歳代の若年層では「自殺」が高い割合を占めています。(資料34(P101))

生活習慣病の罹患、死亡は高齢化や食生活を含む生活パターンの変化に伴い、今後も増加すると予想され、道民の健康上の大きな課題となっています。

* 1 有訴者率：病気やけが等で自覚症状のある者の人口千人に対する比率

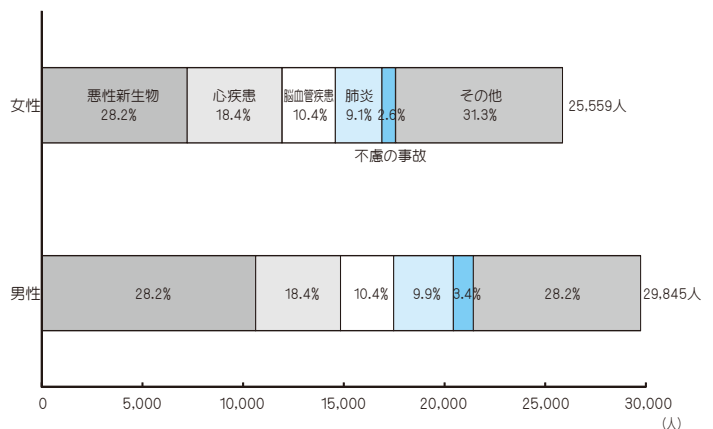
* 2 通院者率：病院、診療所、老人保健施設、歯科診療所等に通っている者の人口千人に対する比率

図表6-3-1 悩みやストレスのある割合(全国)
(%)



注) 調査対象は12歳以上
資料出所: 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年)

図表6-3-2 男女別死亡者数・死亡原因(北海道)



資料出所: 厚生労働省「人口動態統計」(平成22年)

本道の出生数と出生率（人口千人に対する出生数の比率）は、長期にわたって低下を続け、平成22年の出生数は40,158人、出生率は7.3となり、また合計特殊出生率は1.21となっています。

（第1章第3節「人口動態」参照）

母親の年齢階級別の出生割合をみると、25～29歳が最も高く、次いで30～34歳、20～24歳となっていますが、年齢階級別の出生割合の推移をみると、20歳代の出生率が減少傾向にあるのに対し、30歳代では、30～34歳が平成5年以降、30%台で推移しているものの、昭和50年と比べると、大幅に増加しています。

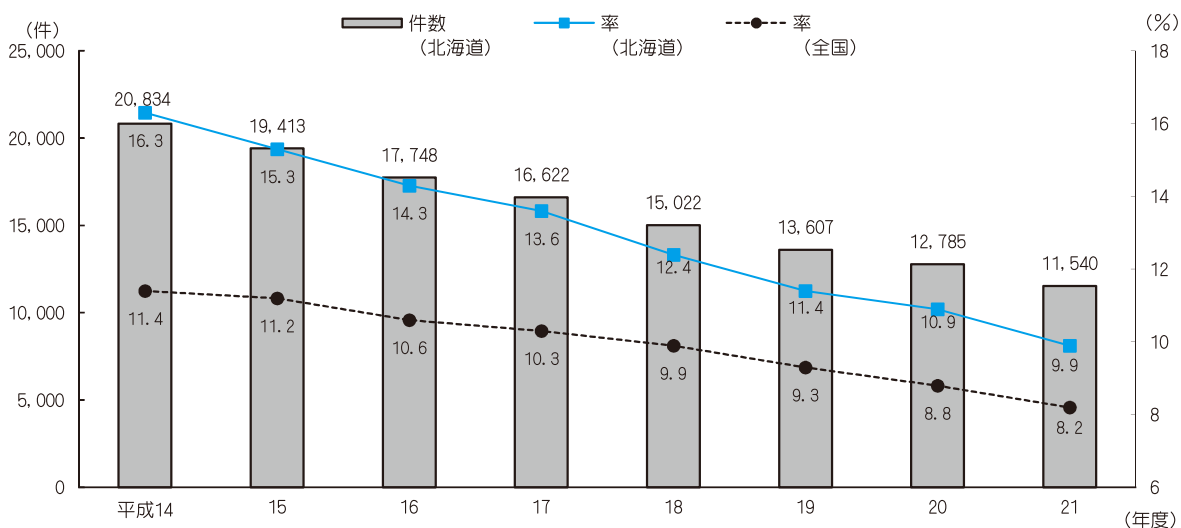
〔資料7（P75）〕

妊産婦のおかれていた保健管理の水準を表す妊産婦死亡（妊娠・分娩に伴う母体の死亡）数は、近年は低い率で推移し、平成22年は2人となっています。

平成21年度の本道における人工妊娠中絶件数は11,540件で、15～49歳の女性人口千人あたりの比率は9.9となり、年々減少しています。

本道の人工妊娠中絶実施率は、全国と比べると高率となっています。（図表6-3-3）

図表6-3-3 人工妊娠中絶件数の推移(北海道)



注) 率は15歳以上50歳未満女性人口千対の実施率
資料出所：厚生労働省「衛生行政報告例」